

# 徳島県「子どもの居場所」づくり推進ガイドライン

令和元年5月29日策定

## 1 目的

このガイドラインは、徳島県における民間主導により展開する「子どもの居場所」づくりの取組みを各地域に広げるため、県民、関係団体、県及び市町村が連携・協力し、持続可能な運営とする仕組みをつくることを目的とする。

## 2 「子どもの居場所」の定義

「子どもの居場所」とは、地域の大人との継続的な交流ができる、子どもたちにとって安全で安心な居場所であり、信頼関係のもとでの様々な活動を行う中で、すべての子どもたちが夢や希望をもって健やかに成長していける場である。

原則として、18歳に満たないすべての子どもや家庭を、地域で見守る子どもたちの居場所である。

### (1) 民間主導で進められる「子どもの居場所」

- 無料または安価で栄養のバランスが良い食事や温かな団らんを提供する子ども食堂・ユニバーサルカフェなど誰もが参加できるもの
- 子ども会、青少年活動団体、プレイパークなど

### (2) 子どもたちの放課後の生活を支える施策

放課後児童クラブ、放課後子供教室、地域未来塾、児童館、子どもの生活・学習支援事業など

### (3) その他、地域の実情に合わせた多様な「子どもの居場所」

## 3 「子どもの居場所」の機能・役割

### (1) 地域の中での「子どもの居場所」

- 「子どもの居場所」は、子どもの人権に十分に配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響がある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加できるようにする。
- 子どもたちに、安心できる居場所を提供し、地域で見守りを行う。

- 子どもが遊び、学習活動及び読書活動などを自主的に行える環境を整え、必要な支援を行う。

## (2) 日常の生活支援

### ① 子どもの健やかな成長と健康を保障する

- 食事や学習、会話、レクリエーション活動を通して生活習慣を身に付けたり、周囲の人との関わる力を身に付ける。
- 信頼できる大人と活動をともしる中で、自信や意欲、自己肯定感など心理的な安定をはかる。
- 「子どもの居場所」が、子どもたちにとって安心できる真の居場所となるよう努める。

### ② 社会のルール等を身につける

- 年齢の違う子どもたちと一緒に遊ぶ機会を提供し、子どもたちが集団で一緒に過ごす中で、協力及び分担や決まりごと等の必要性を理解し、主体的に行動できるようにする。
- 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓等の基本的な生活習慣が身に付くように支援する。
- 子どもたち自身が自分たちで活動を計画したり実行したりする機会をつくり、子どもの自主性や意欲が高められるよう支援する。
- 子どもの年齢に応じて、子どもたち自身が調理をする機会をつくり、自分で調理ができるようにする。

### ③ 共食機会の確保

- 子どもの孤食や欠食を防ぎ、地域の人々と一緒に食事を楽しむ団らんの機会を提供する。

## (3) 保護者の子育て支援

- 仕事などにより時間的に余裕がない保護者に、少しでも子どもと向き合う時間を持ってもらえる工夫を行う。
- 子育て等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- 仕事などで家庭にいない保護者が安心できるよう、家庭で子どもだけで過ごす時間が少なくなるよう工夫を行う。

(4) 配慮を必要とする子どもへの対応

- 家庭に事情のある子どもの地域における見守りの場として、子どもがより参加できるよう、関係機関や地域などと連携する。
- 子どもや家庭状況について特別な支援が必要であることの早期発見に努め、把握した場合は、市町村・福祉事務所・児童相談所などの行政機関につなぐ等の対応を行う。

(5) 地域の人々と交流できる機会の提供

① 遊び、学び、触れ合い

- 製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫する。
- 子どもが身近なテーマを学び、学ぶことの楽しさを感じる機会を提供する。
- 地域の人たちと一緒に遊んだり、食卓を囲んだりして、交流を深める。
- 保護者や学校、地域の人たちに活動について理解を深めてもらうため、活動や行事に参加する機会を設ける。

② 食育

- 食事を提供する場合は、栄養バランスを考慮する。
- 自分で調理をすることで、行事食や郷土料理、地産地消、フードロスなどについて知る機会を提供する。
- 食文化について知るなど豊かな食を育む機会を提供する。

4 子どもの安全対策・衛生管理など

(1) 安全管理・ケガの予防（マニュアルの整備、保険加入）

- 運営者は、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成する。
- 運営者は、開設時間中は、現場に常時、責任者を配置する。
- 運営者は、「子どもの居場所」の安全・安心を高め、様々なリスクに備え、損害賠償保険や傷害保険等に加入する。

(2) 衛生管理(食品衛生・アレルギー対策・感染症対策等)

- 運営者は、手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。
- 運営者は、調理した飲食物を提供する場合などには、事前に保健所に相談する。
- 運営者は、施設設備や食事等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 運営者は、賞味期限や消費期限を遵守する。
- 運営者は、飲食物を提供する場合には、食物アレルギーの有無について確認するなど、安全に配慮する。

(3) 防災・防犯対策

責任者は、管轄の消防署や警察と連携を図り、事前に非常口、避難経路及び不審者情報等について確認するなど、子どもの安全確保に努める。

(4) 個人情報の秘密保持

運営者は、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、活動中に知り得た事柄の秘密保持に努める。

5 地域の実情に応じた「子どもの居場所」づくりの推進支援

地域の実情に応じた「子どもの居場所」づくりを、フードバンク・NPO法人等の民間団体・学校・PTA・地域住民・企業・農家・社会福祉協議会・行政等が連携・協力し、それぞれの立場において主体的に取り組む必要がある。

その取組みを、県内各地に広げ、効果的で持続可能な運営とするため、県や市町村は、地域のニーズに応じた支援策を講じる。

(1) 「子どもの居場所」を運営したい人への支援

県は、家庭の事情で、放課後や休日等に一人で過ごす子どもたちに居場所を提供する子ども食堂、学習支援及び体験活動などの活動の充実を図るため、運営団体等への支援を行う。

- ・ 運営メンバー・ボランティア人材育成
- ・ 開設・運営支援講座（食品衛生・食育）
- ・ 支援ニーズの把握
- ・ 先進地域における活動プログラムの調査・分析
- ・ 一元的な相談窓口
- ・ 助成金等活用支援

## (2) 広域的な支援バンクを設置

県は、既存の社会資源を有効活用するための広域的な支援バンクを設置し、市町村等が実施する「子どもの居場所」づくりを推進する取組みを支援するため、情報提供や広域的なマッチングなどを行う。

### ① 場所の提供

社会福祉施設、学校の余裕教室、公民館、児童館、商店街の空き店舗など

### ② 食材の提供

企業・商店街・スーパー・産直市・農協・漁協・フードバンクなど

### ③ 資金等の提供 企業・団体・個人など

### ④ 機会の提供

- ・ 放課後児童クラブ・放課後子供教室・地域未来塾などと子ども食堂との連携
- ・ ユニバーサルカフェ・子ども食堂などでの学習支援など

## (3) 市町村における支援ネットワークの構築

市町村は、「子どもの居場所」づくりが身近な地域で実施されるよう、活動情報の一元化や公共施設における場の提供など、運営団体等の支援に努める。

### ① 広域的な支援バンクの活用

### ② 運営団体、学校、家庭、地域間の連絡調整

### ③ 安全管理体制の整備

福祉事務所・児童相談所・警察・保健所・社会福祉協議会等との連携

### ④ 周知・広報

- ・ 学校・地域住民への理解促進  
子どもの貧困対策にとどまらず、すべての子どもと家族の居場所であり、地域の人々が交流する場であることへの理解。
- ・ 市町村等の広報誌や自治会の回覧による活動予定の周知・協力依頼